

# 再び剪燈叢話について

——萬曆期文芸思想動向の一斑——

秋吉久紀夫

二冊について、その内容を前記論文に拠って簡単に述べておきたい。

かつて小川環樹先生は、「剪燈叢話について」という論文（『文化』第七卷第六号、昭和十五年六月）を発表された。それは東北大学図書館蔵の『新刻名家出相剪燈叢話』十卷十二冊の内容と成立過程、成立時期、さらに、それに基づいて、最初の文人瞿佑の著である『剪燈新話』鈔出の原本『剪燈錄』の一部を収録する書ではあるまいかと問題提起をされた。本論文は前記の論文を踏まえながら、『剪燈叢話』に関して、あらたな資料を提示して、その輪廓をせめて少しでも明瞭にすることができ得ればという試みにすぎない。

まず東北大学図書館蔵『新刻名家出相剪燈叢話』十卷十

この著には「有文堂珍藏」の印があり、刊行の年月はなく、収録されてある短篇小説は総べて文言、凡そ九三篇にのぼり、その範囲は魏晋以来唐宋元明を含み、巻頭に武林の虞淳熙の難読な序文が附されているが、その末尾にも年月は記されていない。また各篇の作者を点検するに、巻之一に「崔護傳」（唐、孟啓）、巻之二に「狄氏傳」（宋、康譽之）、巻之三に「芙蓉屏記」（廬陵、李禎）、「鞦韆會記」（廬陵、李禎）、「聯芳樓記」（闕名）、「聚景園記」（山陽、瞿佑）、「牡丹燈記」（元、陳情）、「金鳳釵記」（元、柳貫）、「綠衣人傳」（元、吾衍）、「鬱輪袍傳」（唐、鄭還古）……とある。さらにこの叢書と『五朝小説』と比べてみると、二八篇が篇名を一致させるだけでなく、「行狀はもとより版本の断爛した箇処に至る迄同じからざるはない。」こうした作業の結果、明らかなのは、

二

この『剪燈叢話』は、『説邪』、『説邪續』、『五朝小説』、『古今説海』、『剪燈新話を包含する書』、その他の諸書から抜粋の書であること。そして、刊行時期は、卷之四の「西玄青鳥記」(防風、茅元儀)に「崇禎癸酉秋、餘方困追攝……至明年甲戌夏五月病始間、乃約略而爲記」と誌されていることと、この篇が『説邪續』に収録されているため、順治三年以後であると。

ところで、わたしは昨年、東北大学の吉田公平助教授から、御多忙のなかをさいてわざわざこの『新刻名家出相剪燈叢話』の卷之三の部分のコピーを送付していただいた。というのは、先年末から多少『剪燈新話』を研究する過程のなかで、内閣文庫蔵の『綠牕女史』十四巻を繙く機会を持ったが、その折に、どうも東北大学図書館蔵の『新刻名家出相剪燈叢話』と相似しているのではと疑意を抱いたためであった。さっそく両者を照合してみたところ、非常に多くの合致に一驚した。

『綠牕女史』には数種類の伝本が存在していて、仄聞するところでは、京都大学文学部本、清嘉堂文庫本、中国綜書総録記載本等である。いま手元にある内閣文庫本と中国綜書総録記載本の両目録を比較すると、その収録篇名及び篇数に幾個所かの出入が発見されるが、そのことは、ここでは追求する暇がないので、特に内閣文庫本に限定する。

内閣文庫蔵『綠牕女史』は、巻頭に秦淮寓客の題する

「綠牕女史引」を附し、総目は、卷一 閨閣部、卷二 宮闈部上、卷三 宮闈部下、卷四 縁偶部上、卷五 縁偶部下、卷六 冥感部上、卷七 冥感部下、卷八 妖豔部、卷九 節俠部、卷十 神仙部、卷十一 妾婢部、卷十二 青樓部上、卷十三 青樓部下、卷十四 著撰部から構成されている。ついで精刻な十六枚の挿図があり、本文は「女論語」「女孝經」から始まって、「飛燕外傳」、「長恨歌傳」、「崑崙奴傳」、「聶隱娘傳」、「霍小玉傳」、「任氏傳」、「麗情集」、「王幼玉傳」、「北里志」、「白頭吟」、「子夜歌」、「比紅兒詩」等に至るおよそ一八〇篇を掲載している大著である。毎半葉九行、一行二十字である。

さて、前記『新刻名家出相剪燈叢話』と『綠牕女史』とを対照すると次のようになる。

一、篇名と作者と本文(卷之三)

「芙蓉屏記」、「鞦韆會記」、「聯芳樓記」、「聚景園記」、「牡丹燈記」、「綠衣人傳」、「壽輪袍傳」、「丹青扇記」、「燕子樓傳」の九篇は、まったく同一で、さきに述べられている『五朝小説』と「行款はもとより版木の断爛した箇処に至る迄同じからざるはない。」状態でなく、明らかに『新刻名家出相剪燈叢話』のは『綠牕女史』当該箇所の後印であった。また「金鳳釵記」で、一葉十八行が『新刻名家出相剪燈叢話』の方に欠落していた。そして特に異なるのは、「金縷裙記」が『綠牕女史』では、「金縷裙傳」となっている。

て、はつきりと作者が「元張光弼」と記されているだけでなく、総行数二七行に対して二十行であり、そのうえ本文が異なっていたのである。

## 二、卷之三以外について

前述の『新刻名家出相剪燈叢話』でみられた「崔護傳」唐 孟啓、「狄氏傳」宋 康譽之、「西玄青鳥記」防風茅元儀等が、『綠牕女史』にも、そのままに所載されていた。

さらにこの『綠牕女史』を、念のために順治三年（一六四六）再刊といわれている（渡辺幸三「説郭攷」東方学報京都昭和九年、二一八頁）『説郭續』（撰者、明・陶挺、校刻者、清・李際期、民国六一年三月、台湾新興書局有限公司刊）と対照したところ、

「倉庚傳」成都楊慎、「西玄青鳥記」防風茅元儀、「燕都妓品」水華梅史、「蓮臺仙會品」金壇曹大章、「廣陵女士殿最」萍郷花史の五篇は、完全に同文、同版で、その鮮明さにおいて、また欠字、例えば「西玄青鳥記」の第六葉表の二行目「夷」、「燕都妓品」の第十三葉裏の三行目「匈奴」、第十四葉表一行目「世」、「蓮臺仙會品」の第四葉表七行目「元」、「廣陵女士殿最」の第五葉表九行目「胡」などにおいて、順治三年版の『説郭續』は、『綠牕女史』の一部の版木を使用して後印したと考えなくては納得がゆかなくなるのである。ただ『説郭續』の「廣陵女士殿最」の末尾の四行の文は、内閣文庫蔵『綠牕女史』にはない。恐らく編

集時に他書から編入したのか、他の『綠牕女史』には存在しているのか不明である。

ところで以上のような調査によって、さきの東北大学図書館蔵の『新刻名家出相剪燈叢話』を考察してみると、以下の諸点が明らかとなる。

一、『新刻名家出相剪燈叢話』と名付けられていたが、「剪燈もの」のみに限らない文言小説関係の類書であった。

二、叢話中に抜粹されていた『剪燈新話』、『剪燈餘話』中の七篇は、すべて『綠牕女史』を底本としていた。

三、『新刻名家出相剪燈叢話』は、小川論文の指摘の如く、『説郭』、『説郭續』、『古今説海』、『五朝小説』の鈔出とともに、『綠牕女史』などからの鈔出でもあった。

四、以上の諸本は、杭州で刷られたと考えられ、その版木は、それぞれ襲用し合っていた。印刷の鮮明さにおいては、『綠牕女史』が最も良好で、『新刻名家出相剪燈叢話』がもっとも劣悪であった。

五、『綠牕女史』の刊行時期は、「西玄青鳥記」が、順治三年刊の『説郭續』に収録されていることから、それに基づいて推定すると、崇禎七年（一六三四）から順治三年（一六四六）の期間となる。そのため、『新刻名家出相剪燈叢話』の刊行は、『説郭續』の刊行時期である順治三年以後となり、恐らく、明刊本でなく、清刊本といった方が妥当といえる。

いま仮りに、この『新刻名家出相剪燈叢話』に類する書の日本渡来について内閣文庫蔵『舶載書目』をみるに、「寶曆四年（一七五四）舶來書籍大意書成番外船」の項に（大庭脩著編輯『江戸時代における唐船持渡書の研究』昭和四二年三月、關西大学東西学術研究所刊三六一頁）

一、剪燈叢話 壹部壹套六本 但傳二篇缺 右ハ楚ノ宋玉カ巫山夢記漢ノ趙擘カ楚王鑄劍記吳ノ張儼カ太古蠶馬記晉ノ賈善翔カ天上玉女記唐ノ白居易カ琵琶傳宋ノ蘇子瞻カ子姑神記元ノ柳貫カ金鳳釵記明ノ王世貞カ塔放光記等ノ類百四十餘種ヲ輯メテ十二卷ト仕リ候フ書ニテ御座候

と記されていた。これは間違いなく『新刻名家出相剪燈叢話』種の書籍である。さらに続くその項には、『剪燈叢話』、『香雪菴二種』、『讀史方輿紀要』など拾壹種をあげた後に、

右ハ先年ヨリ渡來リ候フヤ扣ヘノ舊記ニモ書名相見ヘ不申候

と附記されてあった。宝曆四年は、中国では乾隆十九年（一七五四）にあたり、清朝時代も最盛期に相当する。日本渡来の宝曆四年以前の「先年」とは何時を指するか不明であるが、とにかく、順治三年（一六四六）以後、乾隆十九年（一七五四）の期間に亘って、中国の浙江省杭州で、数回に

わたって刷られた幾種類かの『剪燈叢話』と銘打った実の『剪燈叢話』（後述）ならぬ類書が、荒波越えて日本へ舶載されていたという事実は、否定することはできない。

### 三

ところで、いま一つ『剪燈叢話』という別本がある。『内閣文庫漢籍分類目録』にある「剪燈新話 二卷 明瞿佑清乾隆五六刊 毛 二册 三〇九函 一三二號」がそれである。表紙に「昌平坂學問所」の印があり、題簽はなく、墨で地に一、二冊共に『剪燈叢話』と記され、二冊目の表紙の右下に縦書で『剪燈新話』と認めてある。さらに一冊目の見開きに、「乾隆辛亥夏鐫 剪燈叢話 翻刻必究」という文字が、目に写る。ついで例の『新刻名家出相剪燈叢話』での時期不明であった虞淳熙の「剪燈叢話題辭」が、「萬曆癸巳」中冬金牛湖蘆人虞淳熙題」と明記してある。つぎに「洪武戊午歲六月朔日山陽瞿祐書」の「剪燈新話序」が並ぶ。「剪燈新話目録」には、卷之一

水宮慶會錄、金鳳釵記、聯芳樓記、鑑湖夜泛記、綠衣人傳、令狐生冥夢錄、永州野廟記、滕穆游聚景園記、牡丹燈記、涇塘奇遇記、

### 卷之二

富貴發跡司志、天台訪隱錄、申陽洞記、愛卿傳、翠翠傳、

龍堂靈會錄、太虛司法傳、修文舍人傳、三山福地志、秋香亭記

とあり、二十篇が収録されている。この書は縦が十七・五cm、横が十一cmの小冊子で、半葉九行毎行、十七字である。

『剪燈叢話』の「叢話」という文字に関して、まだ合点のゆかなかったわたしは、改めて内閣文庫蔵の「剪燈餘話三卷 明李禎 清刊 昌 三冊 三〇九 一三四」と、「覓燈因話 二卷 明邵景詹 清刊 昌 一冊 三〇九 一三五」の二部を調べた。

まずその形をみると、どちらもさきの『剪燈叢話』である『剪燈新話』と同一の縦十七・五cm横十一cmと同型であった。表紙にはみな「昌平坂學問所」印が捺され、また総べての冊には、題簽はなく、同様に地に墨で、『剪燈餘話』一冊目の左上には、『剪燈餘話』と記され、右下に幽かに「剪燈餘話」と小さく読めた。二冊目には、左上に『剪燈叢話』と記されていたが、「叢」の字を朱で消して右横に「餘」と改めてあった。三冊目の左上は「叢」の字を沫消して墨で「餘」と書き改められていた。二冊共に右下に「剪燈餘話」と小さく書かれているのは、一冊目と変りはない。さらに『覓燈因話』一冊にも、表紙の左上に「覓燈因話」と記されてあるものの、右下にやはりかすかに、「覓燈因話」という文字の形跡が窺える。両部四冊皆文字

の形も、半葉九行、毎行十七字の体裁はまったく一致していた。

次に内容を述べると、『剪燈餘話』は、一冊目の初めに李禎の「剪燈餘話序」を附し、「剪燈餘話目錄」には、

#### 卷之一

長安夜行錄、月夜彈琴記、田洙遇薛濤聯句記、秋夕訪琵琶亭記、鸞鸞傳、

#### 卷之二

連理樹記、聽經猿記、青城舞劍錄、武平靈佐錄、瓊奴傳、江廟泥神記、芙蓉屏記

#### 卷之三

鳳尾草記、鞦韆會記、賈雲華還魂記の十五篇が列記されてあった。

『覓燈因話』は、冒頭に「萬曆壬辰……自好子景詹邵氏識」の文を有する「覓燈因話小引」から始まり、その「覓燈因話目錄」には

#### 卷之一

桂遷夢感錄、姚公子傳、孫恭人傳、貞烈墓記、翠娥語錄

#### 卷之二

唐義士傳、臥法師入定錄、丁縣水傳の八篇が収めてあった。

遂に以上の『剪燈新話』、『剪燈餘話』、『覓燈因話』の三

部の調査によって、どうやら幻であったかに思われた『剪燈叢話』が、明確な姿を現わしたと云える。つまり、『剪燈叢話』という一つのシリーズ物は、その内に三種の剪燈関係書（瞿佑『剪燈新話』、李贄『剪燈餘話』、邵景詹『覓燈因話』）を、実体として包含していた訳であったのである。内閣文庫蔵『剪燈叢話』は、清の乾隆辛亥五六年（一七九一）夏に、重刊したものであるが、その初刊本は、虞淳熙が「剪燈叢話題辭」で明らかに記していたように、明の「萬曆癸巳二十一年」（一五九三）に公にされていなくてはならない。しかしてそれは同時に、『剪燈叢話』の一部として刊行された自好子とりもなおさず邵景詹の著『覓燈因話』の初刊年でなくてはならないものである。

こうして、前述の例の虞淳熙の「剪燈叢話題辭」を所有する『新刻名家出相剪燈叢話』の出自の本体が、白日のもとに曝されたのであった。だがしかし、それは『剪燈叢話』という書名の襲用と、「剪燈叢話題辭」の借用という二点だけだったと附言しておかなくてはならない。

さて『剪燈叢話』そのものが、正体を現わしたからには、その書は他処にも現存しているのではないか。わたしはまたも探索を継続した。その結果次のように所在が判明した。

- 一、国会図書館所蔵『剪燈叢話』一帙全六冊乾隆辛亥夏 鐫、縦一六・八cm 横一〇・九cm、剪燈新話二冊、（二

冊目末尾欠損字多い）、剪燈餘話三冊（一冊目目錄欠落、三冊目の「鳳尾草記」の欠字が内閣文庫蔵本に同じ）内閣文庫蔵本の版木の後刷り、

- 二、東京大学東洋文化研究所蔵『剪燈新話』これは明らかに『剪燈叢話』で、内閣文庫蔵本の版木の後刷り、
- 三、東北大学教養部蔵『剪燈新話』二冊

これは『剪燈叢話』の中の『剪燈新話』で、吉田公平氏に御援助を願い、「お問合せの「剪燈新話」は、全く同じ（内閣文庫蔵本の写しと）もの。但し前置の二序文（虞淳熙の「剪燈叢話題辭」と瞿佑の「剪燈新話序」）の順序が逆ですが。序文の本文は同じ。」との書信をいただいた。順序の逆を根拠とするならば、内閣文庫蔵本の版木の後刷りと推定される。

- 四、中国本土での所在については、周夷校注『剪燈新話外二種』（一九七五年六月、古典文学出版社刊）によると、

「乾隆時的坊刻本、『余話』僅有十四篇、同治年間出版的『剪燈叢話』、所収二書、都各只有兩卷、篇数都已不足。」（四頁）とあり、乾隆時の坊刻といっているのが、乾隆辛亥の『剪燈叢話』であることは間違いない。ただし『餘話』のみで、それも収録は十四篇で不完全本である。この『剪燈餘話』の乾隆本は、一九三六年に鄭振鐸が生活書店の「世界文庫」で校勘に使用していて、それを再版した台湾の世界書局本である民

国六三年十一月刊『剪燈新話等九種』で調べたところ、内閣文庫蔵本乾隆辛亥夏鐫の『剪燈叢話』の中の「剪燈餘話」と同一であった。

五、周夷氏はまた『剪燈叢話』の同治年間刊行本が、現存していると述べているが同治は一八六二年から一八七四年までに当り、もっとも新しい『剪燈叢話』ということができる。だがやはり不完全本との由である。

ひるがえって、この乾隆辛亥夏鐫の『剪燈叢話』に関して敷衍しておかなくてはならないことがある。それは『秋燈叢話』との関係である。つまり、乾隆版『剪燈叢話』は、かつて萬曆二十一年に『覓燈因話』を、自好子である邵景詹が権威付けるために『剪燈新話』と『剪燈餘話』の二部とに合せて『剪燈叢話』と銘打って刊行したのと同じの手練で、刊行されていたのである。

『秋燈叢話』十八巻は、乾隆四二年（一七七七）に王械によって著わされた書である。現在台湾の広文書局刊本（民国五七年七月初版）全八冊で、容易に購読できるが、それによつてはこの乾隆版『剪燈叢話』との関係は判明しない。これも内閣文庫蔵「秋燈叢話」十八巻 清王械 清乾隆五六刊 毛 八冊 三〇九 一五三」と対照すると明らかとなる。

表紙に同じく「昌平坂學問所」印があり、左上に地に墨で『秋燈叢話』と記され、縦十七・五cm、横十一cm。見開

きに同字体で、「乾隆辛亥春鐫 秋燈叢話 翻刻必究」とあり、毎半葉九行、毎行十七字である。

すなわち同一書店が、乾隆辛亥（一七九一年）の春に、王械の『秋燈叢話』を刊行し、その年の夏にいささか虫喰いの萬曆二十一年刊『剪燈叢話』を改版で刊行したのであつたにちがいない。

#### 四

昨年十月、急拠わたしは高知県立図書館を訪ねた。それは所蔵の山内文庫にある『剪燈叢話』の存在を報告されている、長沢規矩也先生の『古書通信』を恵投された、東京大学の伊藤漱平教授の導きによつてであった。すでに日本現存の『剪燈叢話』は、すべて乾隆版であると考えていたわたしの眼前に、山内文庫の『剪燈叢話』は、その紙魚に全身を苛まれたながらも、平静さを装って立ちあらわれた。これこそまがうことのない明の萬曆癸巳二十一年（一五九三）の初刊本『剪燈叢話』であった。体裁は大版で縦二七・五cm、横一六・七cm。第一冊表紙左に大字で『剪燈叢話』と地に書名が記され、その下に小字で『新話』と認めてあった。ついで見開きに、例の眞淳熙の「剪燈叢話題辭」が、「萬曆癸巳中冬金牛湖蘆人眞淳熙」と明記してある。次に「刻剪燈叢話凡例」と「刻剪燈叢話總目」が続く。それ

には、「剪燈新話第一 凡二卷。剪燈餘話第二 凡三卷。覓燈因話第三 凡二卷。通共四十四篇計三百五十張。總目終」とあった。第二冊もやはり『剪燈叢話』の下に小字で「新話」と地に記され、第三冊には左上に小字で「叢話之内」とあって、その右に並行して『剪燈餘話』と地に、第四冊は、左に『剪燈餘話 二』と題簽に記入し、第五冊は左に『剪燈夜話三』と題簽が貼付してある。第六冊は左上に『剪燈叢話』と地に書いてある。中はむろん「覓燈因話」である。そして最後尾に、「剪燈叢話後序」が「仁和後學思玄散人王道得跋」の署名で載っていて、奥付は左の如くである。

武林馮氏畱餘堂刊行一字  
無訛每部紋龍參錢後續有  
諸史品節十三朝史纂毛詩  
庭訓訓蒙詩買者須認原板

本文は、毎半葉九行、毎行二〇字。さらに図が、「剪燈新話」に二〇枚、「剪燈餘話」に一八枚、「覓燈因話」に八枚が挿入されている。またこの萬曆版の特徴の一つともなっているのが、「覓燈因話」を除く他の二書の随所に、註が施してあることである。例えば、「剪燈新話」で特に著名な「牡丹燈記」をみるに、その終りの「喬生供狀」の個所、

「久致如鄭子之遇九尾狐而愛憐」  
の下に次の注が付されてある。

「鄭六週美婦任氏留宿次日訪知爲狐精仍愛而娶之」

これらの註は、乾隆版には挿図と同様に、全然附せられていないものである。なお註といえば、思い浮べるのが、内閣文庫蔵『朝鮮刊剪燈新話句解』である。気がかりなので、早速上記の部分と比較すると、

「古有淫婦其名曰紫紫者化爲狐山海經青丘之北有狐四足九尾廣記鄭生乘驢入昇平門遇美婦人自言任氏相與交權因而率居數歲鄭生調補縣尉將之任至馬嵬爲獵狗所殺乃狐也」

とあり、明らかに相異している。まして時期的に、朝鮮刊『剪燈新話句解』の註を垂胡子林芭が付けたのは、嘉靖己未三八年（一五五九）で、尹春年が跋を書き刊行されたのが、嘉靖甲子四三年（一五六四）であり、萬曆癸巳二十一年（一五九三）の『剪燈叢話』の初刊時期とは、二九年間の差が生じて来る。しかも場所は朝鮮と中国浙江省杭州（錢塘）と距っている。朝鮮での註釈本が、後れて本場錢塘に伝えられて註付けされたとは考えられない。まして、朝鮮刊本に存在する「凌雲翰序」、吳植の「剪燈新話引」、金冕の「剪燈新話跋」などは、一切『剪燈叢話』には見当らないのである。

かりにその本文を比べると、その相違は歴然として来



る。いま「牡丹燈記」を引用したから、同じく従うならば、萬曆版『剪燈叢話』では、その冒頭が

「方氏之據浙東也每歲元夕于明州張燈五夜傾城士女皆得縱觀至正庚子之歲有喬生者居鎮明嶺下初喪其耦又無父母鰥居無聊不復出遊但倚門佇立而已十五夜三更盡行人漸稀見一丫鬟手執霍頭牡丹燈前導一美人在其後約年十七八紅裙綠衫婷婷嫋嫋迤迤投西而去喬生于月下視之顏貌無比神魂飛蕩……」

とあるのに対して、朝鮮刊『剪燈新話句解』では、

「方氏之據浙東也每歲元夕於明州張燈五夜傾城士女皆得縱觀至正庚子之歲有喬生者居鎮明嶺下初喪其耦鰥居無聊不復出遊但倚門佇立而已十五夜三更盡遊人漸稀見一丫鬟挑雙頭牡丹燈前導一美人隨後約年十七八紅裙翠袖婷婷嫋嫋迤迤投西而去生於月下視之韶顏稚齒眞國色也神魂飄蕩……」とあり、……部分に其本的な相異点が看取されるものである。

さらにこの部分を乾隆版『剪燈叢話』と対照してみるに、

「方氏之據浙東也每歲元夕于明州張燈五夜傾城士女皆得縱觀至正庚子之歲有喬生者居鎮明嶺下初喪其耦又無父母鰥居無聊不復出遊但倚門佇立而已十五夜闌人靜見一丫鬟手執霍頭牡丹燈前導一美人在其後約年十七八紅裙綠衫婷婷嫋嫋迤迤投西而去喬生于月下視之顏貌無比神魂飛

蕩……」

とあり、……部分が異っているが、文意の上からでは、前者ほどの差ではない。わたしは前に、乾隆版『剪燈叢話』は、いささか虫喰いの萬曆版『剪燈叢話』を改版して刊行したにちがいないと述べたが、それはこのような個所に当るものであった。

またそれに触れて言及するならば、萬曆版『剪燈叢話』収録の三話の内容は、その篇数、篇名総べて乾隆版と同じからざるものはない。しかし、上記で指摘した部分的な相異個所が間々見出されるのである。瞿佑の「剪燈新話序」の初めの部分が、乾隆版では

「余每以近事相聞遠不出百年……」

とあるが、萬曆版では、

「余既編集古今奇佐之事以爲剪燈錄凡四十卷矣好事者每以近事相聞遠不出百季……」

となつている。これはほぼ朝鮮刊『剪燈新話句解』と合致する。

「余既編集」が「余既編輯」に、「遠不出百季」が「遠不出百年」とあるのみなので、乾隆版の底本となった萬曆版『剪燈叢話』の欠けた部分と考えねばならない。

ところで、かつて述べたところの『綠臆女史』と同一個所を照合してみよう。『綠臆女史』には

「方氏之據浙東也每歲元夕于明州張燈五夜傾城仕女皆得

縱觀至正庚子之歲有喬生者居鎮明嶺下初喪其耦鰥居亡聊不復出遊但倚門貯立而已十五夜三更盡游人漸稀見一丫鬟挑雙頭牡丹燈前導一美人隨後約年十七八紅裙翠袖妍妍媚媚迤迤投西而去生于月下視之韶顏稚齒眞國色也神魂飄蕩……」

となつていて、明確に萬曆版『剪燈叢話』本の系統ではなく極めて部分的に異つていゝといへ、朝鮮刊『剪燈新話句解』本系統であることは、一見して判然とするのである。しかも『綠窓女史』所載の『剪燈新話』五篇、『剪燈餘話』二篇には、詩の部分が、故意かその底本の為か、五篇について脱落しているのである。

ところで視野を拡げて、明末の同時代の類書である左の諸書を眺めてみるに、(すべて内閣文庫蔵)

- 一、『新刻京臺公餘勝覽國色天香』十卷、明、謝友可撰、吳敬所編、萬曆二五年(一五九七)刊。
- 二、『情史類略』二四卷、詹詹外史(馮夢龍)撰、清初刊。
- 三、『新鐫玉茗堂批選王弇州先生豔異編』四〇卷、明王世貞撰、湯顯祖評、明刊。

四、『重刻增補燕居筆記』十卷、明、何大掄編、清刊。

この「牡丹燈記」の部分は、『國色天香』のみ末尾の判決文との比較)、『國色天香』と『重刻增補燕居筆記』は萬曆版『剪燈叢話』本系統で、『情史類略』と『豔異編』とは朝鮮刊『剪燈新話句解』本系統である。しかも『豔異編』は

『綠窓女史』と全く合致するものである。

次に『剪燈餘話』のなかの「鞦韆會記」と「芙蓉屏記」とを上記の通りに比べてみると、『剪燈新話』の「牡丹燈記」ほどの顕著な相違は、発見されない。いま「鞦韆會記」(萬曆版『剪燈叢話』)の

「元大德」一年戊戌李羅以故相齊國公子拜宣徽院使奄都刺爲僉判東平王榮甫爲經歷三家聯住海子橋西宣徽生自相門窮極富貴第宅宏麗莫與爲比然讀書能文敬禮賢士故時譽翕然稱之私居後有杏園一所取春色滿園關不住一枝紅杏出牆來之意花草之奇庭榭之好冠于諸貴家每季春宣徽諸妹諸女邀院判經歷宅眷于園中設鞦韆之戲盛陳飲宴歡笑竟日各家亦隔一日設饌自二月末至清明後方罷謂之鞦韆會通樞密同僉帖木耳不花子拜住過園外聞咲聲于馬上欠身望之正見鞦韆競歡開方濃潛于柳陰中窺之靚諸女皆絕色遂久不去爲闖者所覺走報宣徽索之亡矣拜住歸具白于母母解意乃達媒于宣徽家求親宣徽曰得非窺牆兒乎吾正擇壻可遣來一觀若果佳則當許之……」

嫩日舒情韶光艷碧天新月正桃腮半吐鶯聲初試孤枕乍聞弦索悄曲屏時聽笙簧細愛線蠻柔舌韻東風逾嬌媚幽夢醒閑愁繫殘杏褪重門閑巧音芳韻十分流麗入柳穿花來又去欲求好友眞無計望上林何日得雙棲心迢遞……」  
を各書と比べたとき、次の表のようになる。

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 書名                      | 鞞轆會記  |
| 乾隆版剪燈叢話                 | 關↓関 咲↓笑 當↓富   |
| 綠臆女史                    | 達↓遣 「嫩日……迢遞」の詩なし  |
| 朝鮮刊剪燈餘話<br>(内閣文庫藏)      | 一枝が次の行の好と冠の間にある。<br>草↓卉 庭↓亭 季↓年<br>于↓於 鞞轆↓秋千 耳↓尔<br>歸↓故 解↓鮮 達↓遣<br>之↓也 弦↓絃 繫↓泥<br>欲↓なし 「日得……迢遞」以下欠葉 |
| 新刻玉茗堂批<br>撰王弇州先生 豔異編(統) | 草↓卉 于↓於 季↓年<br>咲↓笑 達↓遣 之↓也<br>月↓霽 弦↓絃 繫↓泥   |

つまり萬曆版『剪燈叢話』中の「剪燈餘話」の「鞞轆會記」と乾隆版『剪燈叢話』中の「剪燈餘話」の「鞞轆會記」とはほとんど同一である。また『綠臆女史』の「鞞轆會記」ともあまり相異は感じられない。ただし前述したように「綠臆女史」には詩の個所が全くない。だが朝鮮刊『剪燈餘話』の「鞞轆會記」は、萬曆版『剪燈叢話』中の「剪燈餘話」の「鞞轆會記」とは些か異っている。そして『豔異編(續)』のは、どちらかといえば、朝鮮刊『剪燈餘話』の「鞞轆會記」の方に相似していると言える。

この傾向は「芙蓉屏記」で調べても、同様であった。ま

たこの場合「芙蓉屏記」が『豔異編(續)』に見つかからないので、『新刻増補全相燕居筆記』十卷、明、林近陽編、明、余泗泉刊萬曆三〇年頃(内閣文庫藏)と対照したが、その結果でも、萬曆版『剪燈叢話』に、「牡丹燈記」の場合と同様に近似していたのである。

以上の観察を一応まとめてみると、次のようにいうことができる。すなわち、明末萬曆二十一年(一五九三)以後から清初にかけて、中国では萬曆版『剪燈叢話』系統本と、朝鮮刊『剪燈新話句解』『剪燈餘話』系統本の二種類の『剪燈新話』と『剪燈餘話』が盛行していた。しかも中国で現存するものは、周夷の言(『剪燈新話外二種』四頁)を借りれば、総べて不完全本であるということになる。

それは萬曆二十一年初刊本『剪燈叢話』の凡例の項に、「新餘二話。倡始於錢塘。繼響於江右。今四□□刻本。而吾杭獨缺。非所以重本土而成人美也。茲錄其什九。削其什一。攷訂其差訛。不愛重價。購求良工。與同志者共焉。」

とあるように、この書が最初の実質的な『剪燈叢話』であって、萬曆二十一年以前には『剪燈叢話』は存在しないのである。また前述の朝鮮刊『剪燈新話句解』系統本は、底本が明らかに瞿佑の永樂十九年(一四二二)の『重校剪燈新話』であり、朝鮮刊『剪燈餘話』系統本は、底本が李楨の永樂二〇年(一四二〇)の『剪燈餘話』であるという意味

だったのである。

ここで一言、山口剛氏の『怪談名作集』(『日本名著全集』昭和二年十月、日本名著全集刊行会刊三二頁)の「解説」中に所載の『明刊本、剪燈新話』に触れておきたい。山口氏はその出所について説明されてなく、また「他本(明刊本)に據るのは、その方に正しい文章を読むことが出来ると思するからである。」と述べられている。所載の写真の「牡丹燈記」の部分によって検討してみるに、この書は間違いない、萬曆版『剪燈叢話』の改版本である。恐らくわたしは旧前田家蔵本と推定する。それ故に萬曆二十一年以前の『重校剪燈新話』には溯ることは不可能だといわなくてはならない。

ところで、いま一つ萬曆版『剪燈叢話』に邵景詹の『覓燈因話』がある。これは萬曆版『剪燈叢話』の刊行を思い立たせ、その名付け親ともいべき書である。だからこの書が原『覓燈因話』なのである。その巻頭の「覓燈因話小引」を取りだしてみよう。

「萬曆壬辰(一五九二)自好子書を遙青閣に讀みたり。案に剪燈新話一編ありて、客の過りて之を見る。手を釋くに忍びず、閱して夜分に至りて始めて罷めぬ。已に足るに抵れり。客ために耳目の親聞せる古今の奇秘を道ふ、彙纂數千言、幽冥果報の事に非ざれば則ち至道名理の談なり。怪にして欺ならず、正にして腐ならず、研、以て

感に足り、醜、以て思ふべきなり。他の逸史の遇合の奇を述ぶるを視るに、正を補ふこと無し。文字の藻を逞うすれど、誣を免れず。抑亦遠きことなり。自好子深くその表に動かさるるもの有り。童を呼び火を擧げ、客と擇びてこれを録す、凡そ二卷。各己が意を以て贊を末に附せり。客の曰く、是の編は新話に續く可きものなりと。之に命じて覓燈因話と曰ふ。蓋し燈已に滅すれど復び擧ぐれば、話はよりて新に次いで皆一時の高興に及びなん。その實をこそ志すにして、何ぞ不文なるを嫌はんや。觀る者幸はくば、不文を以て之を病むこと無れ。

自好子景詹邵氏識

自分も瞿佑の『剪燈新話』におさおさ劣らぬ至道名理をも貫く、幽冥界である虚構の世界を、友と物語りして、ここに記録しとどめるといふ強い意志を表明した文章である。自好子邵景詹については、いまだわたしは審らかにできないでいる。

『剪燈叢話』を創始して、おのれの著した『覓燈因話』をその中に包み入れようと意図した人物であるからには、恐らく並みの器ではあるまい。なのに『明史』にも『明代傳記資料索引』にも見出せないのは何故だろうか。

さて邵景詹に比して萬曆版『剪燈叢話』はむろん、東北大学蔵『新刊名家出相剪燈叢話』という類書にも、巻頭に載っていた例の虞淳熙については、その横顔は把えることができた。まず朱彝尊（一六二九～一七〇九）の『明詩綜』巻五十四の「虞淳熙」の項は、左のとおりである。

「淳熙字澹然。錢塘人。萬曆癸未進士。授兵部職方主事。遷主客員外。改稽勲郎。罷去。有德園集。」

（民国五九年八月、世界書局再版）

また、陳田編（清、光緒己亥二五年（一八九九））の『明詩紀事』巻十四のは、

「淳熙字長孺。錢塘人。萬曆癸未進士。授兵部主事。遷吏部員外。有權務山館文集二十五卷。詩集八卷。」

（民国五七年六月、台灣商務印書館刊）

とある。さらに、『明人傳記資料索引』には、『啓禎野乘』を引いて、

「虞淳熙字長孺。號德園。錢塘人。萬曆十一年進士。授兵部主事。歷史部稽勲郎中。引疾歸。天啓元年卒。有德園詩文集傳世。」

と記されている。

三者ほぼ合致している。かれは字を長孺（澹然）、号を徳園といていた。錢塘（現在の浙江省杭州）の人であった。

萬曆癸未つまり十一年（一五八三）に進士の第に登り、兵部主事や吏部員外や稽勲郎中などという役職を歴任していた

が、ある日病を理由に引退して郷里に帰った。天啓元年（一六二二）に卒した。いま彼の著作には『徳園詩集』八巻『權務山館文集』二五巻が残っていると。

そこで改めて『杭州府志』一七八巻（龔嘉雋、吳灰坻、王芬纂修、光緒二四年（一八九八）刊）の「藝文」を調べてみた。そこには、

「錢塘虞淳熙撰、孝經適言九卷從今文經說一卷、大學繁露演一卷」（巻八六）

「錢塘虞淳熙撰 陰府經演」（巻八八）

とあり、かれの著作は、いま一つの特徴を際立たせていた。内閣文庫を探索したところ、左の二種類の前記の蔵書が存在していた。

「虞徳園先生全集、文二五巻、詩八巻一〇冊、明虞淳熙、天啓癸亥三年序刊（權務山館）」

「虞徳園先生全集 崇禎印 一六冊」

また蓬左文庫には

「虞徳園先生全集 天啓三年刊 一四冊」

尊経閣文庫にも

「虞徳園先生全集 天啓刊 一〇冊」が蔵められていた。

内閣文庫蔵の『虞徳園先生全集』（權務山館）は、天啓癸亥三年（一六二三）の刊行であるので、かれの没後二年に、生前の著作を整理した全集である。序文を蘭陵の張師繹と、吳東の李日華が附している。

この全集の巻四には、例の「剪燈叢話題辭」が確かに収録されていた。しかし執筆時期は明記されてなかった。本文は萬曆版『剪燈叢話』とも、乾隆版『剪燈叢話』とも、一部分異っていた。次に萬曆版『剪燈叢話』所載の文を右に掲げておきたい。

### 剪燈叢話題辭

「魯中叟寢不言而夢姬公。公乃申旦勤其思。時惟無出話也。鼎邀鄰燭。胤隨丹鳥。貴神吹杖以光卯金。若有言然。人則陳矣。事則逾矣。簡則蟬矣。往之臭腐離神奇矣。而瞿史取新焉。逞者魚膏流于涎。晉女返營。爰有搜神之章。犀然而采石之靈見技于桓生。銅華宵建。邳氏辟狸。若乃夫爲芒。爲貝爲宛委爲庚除。爲赤梯之苞。非玄藜弗哲。非金羊弗續諧與堅也。司其舊瞿氏取新。其司在耳目之外。以爲朔矣。有田于此。今之稗異昔之稗也。古無移官。瞿史移之。史居晟宰西楊。徵闕文者五十三。而史得四十有九曰。是且乘我去其官。移官于稗。跋見地落而語。語新新有餘。恐臥者誰哉。燕師入而隱。爲是其長夜乎。大明既升猶然舉燭。唯何甚。舊鬼志而新鬼餒。啖載一車。庭燎陳于前。食我芹苴。則瞿史之不逢也。豈流言然哉。自好子因于瞿史所損益可知。其乘奴鼎。其文王鉢。其義叟之春秋。公之設小史也。其僂瞿史。若溫若相。若秉燧。若揭日月。若夔田燭以報社。行移官于晟晝接陳焉。俾慎爾話。妖祥憎獻之。勿迷義和率職以別人

鬼。則因不失其朔矣。唯鄉有祀。瞿史荐入。自好子從比配林哉。

萬曆癸巳中冬金牛湖蘆人虞淳熙題

乾隆版『剪燈叢話』では①叢↓新、⑧大↓有、⑬荐↓薦。『虞德園先生全集』では②③④⑦⑨⑩⑫于↓於、⑤⑥⑪↓官↓宦と異っている。

虞淳熙がこの文を執筆したのは、いつたいかれ幾歳の時であったのか。生年が不明だが没年が天啓元年（一六二一）で、進士に合格した年が萬曆十一年（一五八三）を基礎として逆算すると、四〇歳頃ではなかったか。つまり進士に三〇歳頃なり、六八歳ごろ卒したと推定する。それは後述の湯顯祖と対比してのことである。

とすると、萬曆二十一年、四〇歳当時の虞淳熙の思想傾向は如何なるものであったのだろうか。さきの『剪燈叢話題辭』で考えてみるに、この文章には、かれの大胆な文学論が披瀝されているといつてよい。

それは明初の錢塘の文人瞿佑の名譽回復を宣言した内容である。瞿佑は洪武十一年（一三七八）に『剪燈新話』を編輯したが、永樂六年（一四〇八）罪を得、配流されること十八年間、晩年許されたものの不遇な一生を終えた人物である。その著『剪燈新話』は李禎の『剪燈餘話』とともにやがて、正統七年（一四四二）に禁書に処せられる運命に遭遇するのである。（王曉傳『元明清三代禁毀小説戲曲史料』一九五

八年七月、作家出版社刊、二六八頁)

「玄藜に非ざれば哲らかにせず、金羊に非ざれば諧と堅とに續かざるなり。その舊きを司がひて、瞿氏の新を取れるや、その司がふは耳目の外に在りて、以て朔となれり。此に田つくる有らば、今の稗は昔の稗に異るなり。古は官を移すこと無けれども、瞿史はこれを移せり。：

：新を語りてあらたに餘あり。臥を恐るる者は誰ぞや、燕師の入りて隠るるは、是れ其れ長夜なるためか。大明既に升りて猶然として燭を擧ぐる、唯何れか甚しき。舊き鬼は志ひて新しき鬼は餒う。睽を一車に載せて、庭燎の前に陳ね、我に芹苴を食はすは、すなはち瞿史の逢はざるどころなり。豈流言はしかならんや。自好子よ瞿史の損するところによりて益々知るべし。その乗は舛鼎にて、その文は王鉄なり、その義は叟の春秋にて、公の設小史なるを。それ瞿史に僞るや、温むるがごとく、相かるるがごとく、燧を乗るがごとく、日月を掲ぐるがごとく、田燭を燹して以て社に報ずるがごとし。」

瞿史とは、瞿佑、搜神は搜神記、諧は、齊諧記、堅は夷堅志、新は剪燈新話、餘は剪燈餘話、睽は睽車志のことである。言っていることは、瞿佑が『剪燈新話』を著わすや、過去の六朝の干寶の『搜神記』、東陽無疑の『齊諧記』や、宋の洪邁の『夷堅志』などの領域を乗りこえて、全く新たな世界である幽冥界を展開せしめた。瞿佑こそ稗官(小説

家)の道を自らに課した人間であったのだ。そしてかれの一生涯は、報いられることなく埋没したのだった。自好子である邵景詹よ、心して瞿佑を学ぶのだ、そうすれば、またして瞿佑のごとき新天地を切り拓くことができるはず。それにしても瞿佑の霊を郷土の祀に神として祭ることによと。

表に難解な故事を用いた甚だ晦渋な文であるために、つい裡の激烈な渦のように貫流するかれの氣迫を、見逃がしやすい。それは平静さを装っているが故に、一層破壊力を所有しているといってもよい。

ところで『虞德園先生全集』には、いまひとつ妙に平静さを保った文章が収められている。巻四の「論衡序」である。執筆時期はさだかではないので、明刻本の影印本である国学基本叢書の『王充論衡』(原刊者、明、張樸。校者明、程榮、民国五七年五月、台湾新興書局刊、三頁)をみたところ、収録されていた。執筆時期は、

「時皇明萬曆庚寅七月七月前進士虞淳熙題序」

と明記されているので、萬曆庚寅十八年(一五九〇)と判明する。これは「剪燈叢話題辭」を認める三年前の文章である。

『論衡』は後漢の王充(二七〇九六?)の著作である。烈しい反権力主義と厳しい実証主義とに貫かれている論理性の強い書であるために、異端の学問として古来為政者に封

じられていた禁書である。虞淳熙が序をかいたのは程榮刻本の『論衡』である。

その序に次の文がある。

「故に仲任（王充）の衡（論衡）をはかるに、平をもつて其れ平るなり。これは帝王の衡なり。天君の謂ひなり。新安の程（榮）氏は仲任の衡（論衡）を出し、之を武林（錢塘）に列ね、天下に、武林を以て洛陽となさんとす。新しき衡もて舊き衡より多しとせん。業に匿すに勝えざらん。」

王充の『論衡』が刊行されることに、かれの大きな期待と願望が、天の虹のように懸けられているのを察知できるのである。それは帝王の衡であつて、真と偽を正しく真と偽に平るように、人間であるものどもがなれることへの期待であり、願望であつたと受け取れないだろうか。萬曆二十一年の「剪燈叢話題辭」は、このような真摯な思考に連続する文学論であつたのである。

ところで、萬曆二十一年をめぐる当時の文学状況について一瞥してみよう。この萬曆版『剪燈叢話』の刊行された一五九三年は、後の「公安派」のリーダーへと成長する袁宏道（二六歳）が進士に登つた年である。かれはただちに任官することなく、四月、兄の宗道、弟の中道とうち連れて再び湖北省麻城の李卓吾を訪問した。「童心説」を主張し、権力に白眼視されていた李卓吾はすでに六七歳であつ

た。（容肇祖編『李贄年譜』一九五七年生活・讀書・新知三聯書店刊、七二頁）

一方こちらもやがて「竟陵派」として活躍する鍾惺は、ときに十九歳、同派の譚元春は六歳であつた。さらに侯官には、曹学佺が、呉県には前に引いた『情史類略』の編者詹詹外史こと馮夢龍が住居していた。（容肇祖「明馮夢龍的生平及其著述」民国二〇年七月『嶺南学報』第二卷第二期六二頁）どちらも十九歳であつた。そして臨川には、これも前述の『新鐫王荅堂批註異編』の玉荅堂こと湯顯祖（一五五〇～一六一六）が華々しく活躍していた。四三歳であつた。かれは虞淳熙と同じく萬曆十一年の進士で、すでに萬曆十五年には、『戲曲紫釵記』を執筆していた。また萬曆二六年には、天下の子女の涙を絞つた『牡丹亭還魂記』を公刊し、『湯顯祖集』一九七三年七月上海人民出版社刊）、かの『豔異編』の編者王世貞（一五二六～一五九〇）は、萬曆十八年六五歳で没していたのである。

また萬曆十一年は、王龍谿が、その五年後には羅近溪が世を去つていた。兩人とも李卓吾、湯顯祖、袁宏道らの萬曆期の文学者たちへ強力な影響を与えた思想家である。（目加田誠「陽明学と明代の文芸」昭和四六年九月明德出版社刊『陽明学入門』三二二頁）むろん当時にあつて尖鋭的な言論で人間解放を唱えていた王学左派であつた。（荒木見悟「羅近溪の思想」昭和四七年十二月創文社刊『明代思想研究』一四〇頁）



萬曆十年代を、以上のような視点から俯瞰するならば、それは文学状況として、王龍谿、羅近溪の人間解放思想が、李卓吾を内発させて、公安・竟陵派へ堰を切って一斉に迸り出ようとする直前の一刹那といえまいか。

その意味では、萬曆版『剪燈叢話』の刊行は、それ自体やがて来る明末の言志文学への展開を、能動的に形成する一つの動力としての役割を、すでに課せられていたと考えられる。

この萬曆版『剪燈叢話』は、現在高知県立図書館の山内文庫に蔵されているが、この書が日本に舶載されたのは、朝鮮刊『剪燈新話句解』本（嘉靖甲子四三年、一五六四刊）の渡来に後れてであった。なぜなら『剪燈叢話』の刊行された萬曆癸巳二十一年（一五九三）は、豊臣秀吉の朝鮮戦役の真只中あたり、時間的にも距離的にも、それに戦時態勢下のため、日本への渡来は不可能だったが、すでに刊行済の朝鮮刊『剪燈新話句解』本は、当然持ち去られる状態にあったためである。まして、山内文庫蔵の萬曆版『剪燈叢話』には、随所に黒々と書き入れがしてある。それは明らかに朝鮮刊『剪燈新話句解』本の註の写しであった。

十九歳の林羅山が慶長七年（萬曆三十年（一六〇二））に、点校した『剪燈新話』は、戦によって新渡された朝鮮刊『剪燈新話句解』本でなくてはならなかったのである。

おわりに内閣文庫蔵の「成化丁未孟冬書林雙桂堂重刊」

の『新刊全相江湖紀聞剪燈餘話』に触れておきたい。この明の成化丁未二三年（一四八七）は、永樂庚子十八年（二四二〇）の『剪燈餘話』刊行時へは、六七年の距離である。現存の剪燈関係書では、この書の舶載がもっとも早期であったのかも知れない。今に残る完全本として、日本・中国を越えて貴重な書籍であることを改めて附言する。

一九七九・九・二八

（小論は一九七八年度文部省科学研究助成金による研究成果の一部である）